

居宅介護支援事業所桜が丘保養園運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人石川福祉会が開設する居宅介護支援事業所桜が丘保養園（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員等は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。また、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第一号に規定する事業所等との連携に努めるものとする。

(事業所の所在地)

第3条 事業所の所在地は、東広島市西条町寺家5976番地とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 5名（常勤専従3名・常勤兼務1名・非常勤専従1名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 祝日を含む月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までは除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の東館相談室

- (2) 使用する課題分析票の種類 自己作成アセスメントシート及び東広島介護支援専門員連絡協議会方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所
利用者宅
当該事業所の東館相談室
その他サービス提供事業所
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 すくなくとも1回/月

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業実施地域は、東広島市西条町・八本松町・高屋町・志和町とする。この地域外では、事業を行わない。

(苦情・ハラスメント処理)

第10条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた

指定居宅サービス等（第4項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用

者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な

措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町

村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問

若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は

助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着

型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し

必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体

連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健

康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な

改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

する。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者

を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やか

に、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 東広島介護支援専門員連絡協議会の研修

(2) 地域連絡協議会が開催する研修

(3) 法人内で実施される感染症対策・災害訓練・救命救急の研修

(4) その他の研修

2 従業者は、就業規則および法人個人情報保護規程に準じ、職務上知り得た秘密を保持する。

3 虐待・ハラスメント防止については、法人虐待、ハラスメント防止規程に準ずる。

4 利用者が高齢者の権利擁護や虐待予防を必要とする場合は、速やか

に地域包括支援センターと連携を図る。

- 5 事故発生時の対応に関しては、管理者・利用者の家族・市町村に報告すると共に必要な措置を講じる。また、指定居宅介護支援の提供により損害賠償が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 6 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人石川福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

平成12年12月1日一部改訂

平成17年4月1日一部改訂

平成17年9月1日一部改訂

平成17年12月1日一部改訂

平成18年4月1日一部改訂

平成19年5月1日一部改訂

平成19年9月1日一部改訂

平成21年4月1日一部改訂

平成22年4月1日一部改訂

平成25年4月1日一部改訂

平成27年4月1日一部改訂

平成30年3月1日一部改訂

平成30年4月1日一部改訂

平成31年1月1日一部改訂

令和 元年6月1日一部改訂

令和 元年7月11日一部改訂

令和 元年9月20日一部改訂

令和 3年4月 1日一部改訂

令和 3年11月11日一部改訂

令和 3年12月11日一部改訂

令和 4年3月11日一部改訂

令和 4年4月1日一部改訂

令和 6年4月1日一部改訂